

江南市観光協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、江南市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を江南市役所商工観光課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、観光事業に関する市の中核機関として、健全な観光事業の振興を図り、地方文化の向上と経済の発展に寄与するとともに、国際親善に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
- (2) 藤まつりの開催
- (3) 観光観念の普及
- (4) 観光に関する資料の刊行
- (5) 観光宣伝の充実向上
- (6) 観光関係諸施設の整備の促進
- (7) 観光みやげ品の改善及び促進
- (8) 観光関係従業員の資質の向上
- (9) 観光関係の機関及び団体並びに会員相互の連絡提携
- (10) 観光施設整備等について、県及び関係機関への陳情及び意見の具申
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、観光に関係のある事業を行う者又は本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書（様式1）に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の基準は、理事会で定める。

(代表者)

第8条 法人及び団体である会員は、本会に対する代表者1名を定めて届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(議決権)

第9条 会員は、各1個の議決権を有する。

(退会)

第10条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

2 退会した者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した金銭その他本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨に違反する行為があったとき。
- (2) 会費の不払い、その他会員としての義務を怠ったとき。

(退会の届出)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その義務を履行した後、退会届出書（様式2）をもって会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名
- (4) 理事 15名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 1名

(役員を選任)

第14条 役員は、理事会において会員及び観光事業に関する知識経験者の中から選任し、総会において承認を得る。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 3 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、会長があらかじめ指名した順序によって職務を代理し、又は会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し総会で委任された事項及び重要事項を決議する。
- 4 監事は、本会の会計を年2回以上監査し、決算認定に際して監査の内容を報告するものとする。
- 5 会計は、本会の経理を処理する。

(顧問及び相談役)

第17条 本会に会長の委嘱により顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、第18条に規定する会議に出席し、意見を述べるることができる。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会と臨時総会に分ける。

(構成)

第19条 総会は、全会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、会計、監事及び理事をもって構成する。

(議長)

第20条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回とする。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の5分の1以上から会議の目的を示し、請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集しようとするときは、少なくとも開会5日前までに会議の目的とする事項、日時及び場所を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の討議事項)

第23条 総会において議決する必要がある事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業及び処理の状況、収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員承認
- (5) 会費の基準
- (6) その他会長が必要と認める事項

(総会の定足数及び表決)

第24条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の委任)

第25条 会員は、他の出席委員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合は、当該会員は出席会員とみなす。

2 前項の委任は、書面をもってするものとする。

(理事会の開催)

第26条 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事総数の3分の1以上から請求があったとき開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

(理事会の討議事項)

第27条 理事会において、議決する必要がある事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 前項に定めるほか、会長が必要と認めた事項

(理事会の定足数及び表決)

第28条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

- 2 会議に出席できない理事は、他の出席委員に委任して、その議決権を行使することができる。
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもってこれに決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(記録)

第29条 総会及び理事会において決定した事項は、記録を作成し、会長の責任において2年間保存しなければならない。

第5章 会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、会費、補助金、寄附金その他の収入により成るものとする。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、安全かつ確実な方法で会長が管理する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算の監査)

第34条 会長は、毎年事業年度終了後監事の監査を受け、その報告書とともに通常総会に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告
- (3) 財産目録

(決算の承認)

第35条 監事は、前条に掲げる書類を受けたときは、遅滞なくこれを監査し意見書を付して、会長に送付しなければならない。

- 2 会長は、前項の書類及び監事の意見を総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 職員 若干名

- 3 前項の職員は、会長が任免する。

- 4 職員は、会長の命令をうけて、本会の事務を代理する。

- 5 事務職員のうち、専任者は有給とする。

- 6 有給職員の給与並びに勤務条件等に関する規程は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和51年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後、最初に委嘱される相談役の任期は、変更後の江南市観光協会規約第17条第2項の規定にかかわらず、平成32年4月2日までとする。